

1. 八潮市災害対策本部組織の見直し(案)について

1.1 見直しの背景

東日本大震災の被災自治体である福島県浪江町では、災害発生直後にどれだけの人員を確保できるかにかかっており、時々刻々と変化する業務内容に対応できる職員配置が有効であったとのことでした。また、宮城県東松島市では、災害時の指揮系統について、災害時にのみ発足する組織体制は機能しないものであり、平常時の組織を基本とした組織の有効性を挙げ、災害時においても原則平常時の組織を崩さない災害対策組織にすべきであるとのことでした。

このことから、大規模災害が発生した直後の通常組織から非常時組織へ移行するまでの体制を強化する必要性があると考えています。

特に、発災後の災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を平行して実施していくための体制の確保は、被災者の迅速な救助、支援、復旧・復興活動を行う上で、不可欠なものであります。

については、八潮市災害対策本部組織の体制を強化するために、見直しを検討させていただくものです。

▼ 過去の被災自治体(浪江町)に対する調査、ヒアリング

- ① 特定の業務が集中する時期には、**全庁的に動ける部署の職員**が応援した。
- ② 円滑な指示系統を確保するため、災害時でも**普段の組織体系を維持**すべきではないか。
- ③ 通常業務を行いつつ、応急対策にあたる組織編制にすべきではないか。

▼ 被災自治体に対する**国(内閣府)等の最近**の動向も踏まえた見直し

- ① 災害時でも**休止できない行政事業**の重要性が熊本地震でも指摘された。
- ② 自治体職員の身体・精神が健全に保たれることが、結果として、地域復興を早めるという**後方支援の重要性が再認識**されている。
- ③ 外部支援部隊との効果的な連携を实践する**受援力の強化**が求められる。

1.2 見直し(案)のポイント

通常の組織を基本とし、優先通常業務の実施体制を確保しつつ、発災後に必要となる災害応急対策を実施するための特命班を設置します。



特命班の構成は、
「資料2八潮市災害対策本部組織図(案)」を参照

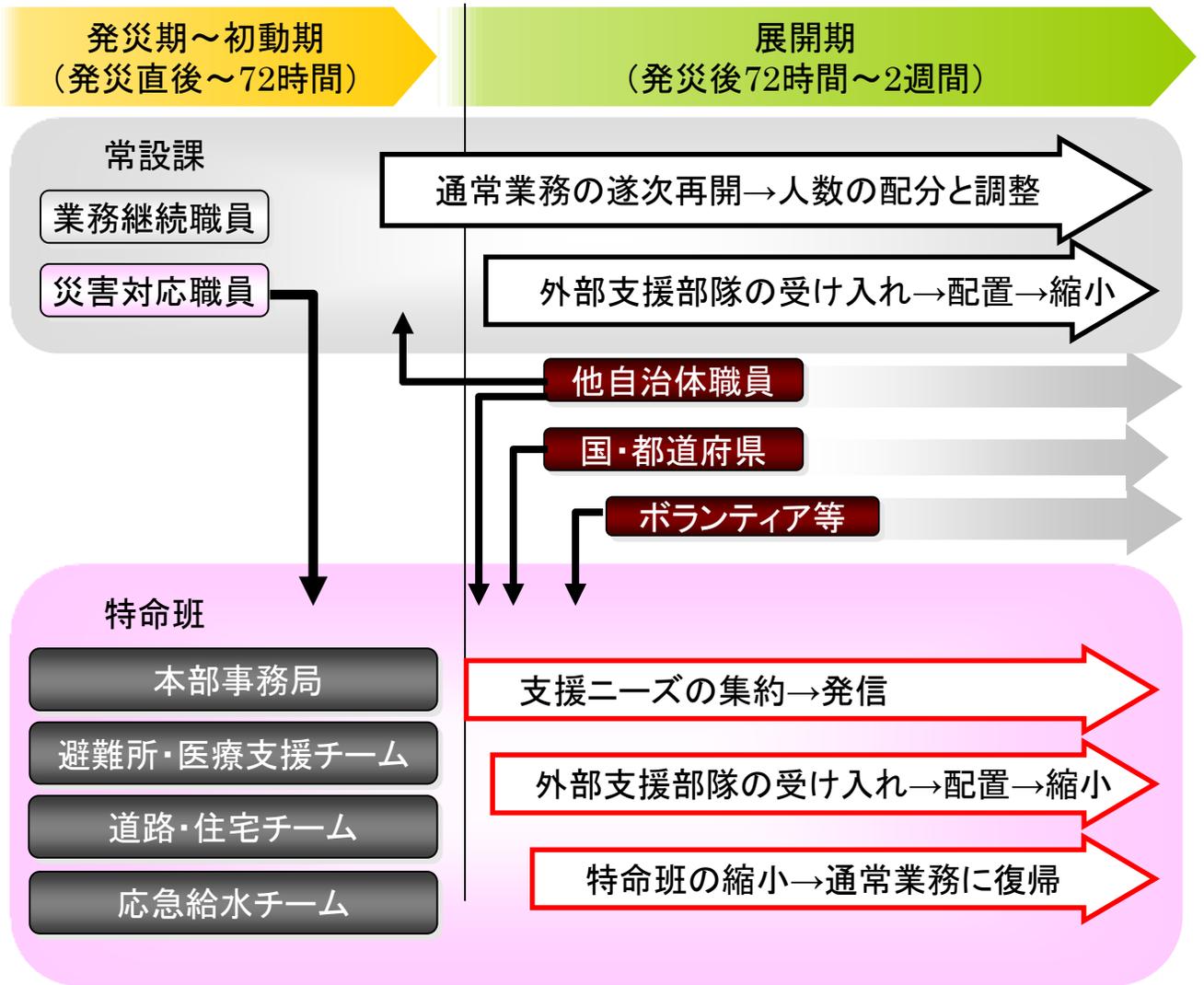
1.3 特命班の特徴

- ① 特命班は、本部事務局、避難所・医療支援チーム、道路・住宅チーム、応急給水チームで構成します。各班には担当業務を振り分け、班は、通常業務との関連性及び復旧、復興期に関連性のある課で構成します。
- ② 特命班には、幹事課及び副幹事課の配置を原則とし、災害対応業務並びにマニュアル作成及び訓練等の予防対策を実施します。
- ③ 発災後、各課は、業務継続計画(BCP)に基づき、優先通常業務の継続、優先通常業務外の業務休止措置を行うとともに、災害対策本部の指示に基づき、特命班の設置、特命班への応援職員の配置を行います。
- ④ 資格及び専門知識を有した職員並びに避難所開設職員を配置することを必要とする特命班については、部局横断的に職員を配置します。
- ⑤ 資料2に記載した特命班のほか、大規模災害時に突発的に発生する事象及び市民ニーズに対応するため、必要に応じて特命班を新設します。

このほか、

特命班には、優先通常業務の早期再開や復興体制に移行できる組織運営を図るため、他自治体からの応援職員等を積極的に受入れて配置します。

1.4 災害時における通常業務と応急対策業務(特命班)の関係【八潮市案】



1.5 八潮市災害対策本部組織見直し案の構成と機能

本部事務局

| 特命班 | 幹事課 | 副幹事課 | 主な機能・役割 |
|-------------|-------------|----------------------|---|
| 統括班 | 危機管理 防災課 | 交通防犯課 企画経営課 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策に関する状況把握と対策立案 ▶ 外部機関との連携・調整 ▶ 災害対策本部会議の運営 |
| 人事班 | 総務人事課 | 選挙管理委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市職員の状況把握～配置調整 ▶ 外部からの支援部隊の受入れ調整 |
| 財政班 | 財政課 | アセットマネジメント推進課 会計課 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時の予算執行管理 ▶ 緊急的な災害関係経費の処置 ▶ 緊急輸送対応の庁有車両配置調整 |
| 広報班 | 秘書広報課 | 議会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策本部からの広報発信 ▶ 担当別の災害対応に基づく広報発信 ▶ 報道機関対応 |
| ボランティア支援班 | 市民協働 推進課 | 監査委員事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害ボランティアセンターの運営 ▶ ボランティア支援要請に対する調整 |
| 情報班 | 納税課 | 市民税課 資産税課 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害情報の収集と庁内・庁外での共有 ▶ 本部として不足する情報の収集 |
| 被害認定 調査班 | 資産税課 | 市民税課 納税課 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被害認定調査の実施に関する要員調整 ▶ 被害認定調査結果の集約 ▶ り災証明書の発行 |

避難所・医療支援チーム

| 特命班 | 幹事課 | 副幹事課 | 主な機能・役割 |
|----------|-------|---|---|
| 医療対策班 | 健康増進課 | 国保年金課 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 人的被害の集約と医療機関への伝達 ▶ DMAT等の医療チームの受入れ・調整 ▶ 医療救護所運営や資器材調達への協力 |
| 要配慮者支援班 | 社会福祉課 | 長寿介護課 子育て支援課 保育課 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難行動要支援者の安否確認 ▶ 要配慮者の状況把握と関連死防止対策 ▶ 乳幼児世帯に対する緊急保育対応 ▶ 福祉避難所の開設・運営支援 |
| 避難所班 | 教育総務課 | 社会教育課 文化財保護課 学務課 指導課 小中一貫教育推進室 スポーツ振興課 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所の開設・運営状況の把握 ▶ 避難所に対する要員・物資の支援 ▶ 避難所を中心とした要配慮者や在宅避難者の状況把握と生活維持支援 ▶ 避難所を核とした生活再建支援 ▶ 避難所の縮小・閉鎖と学校再開の調整 |
| 帰宅困難者支援班 | 市民課 | 人権・男女共同参画課 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通機関と帰宅困難者に関する情報集約 ▶ 帰宅困難者の一時滞在施設の開設・運営 ▶ 帰宅困難者に対する情報等の提供 |
| 物資班 | 都市農業課 | 商工観光課 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市内の物資不足状況の把握と集約 ▶ 備蓄物資の管理、支援物資の集積、配給 |

道路・住宅チーム

| 特命班 | 幹事課 | 副幹事課 | 主な機能・役割 |
|----------|----------|--|--|
| 道路班 | 道路治水課 | 下水道課 市営住宅課 都市計画課 公園みどり課 区画整理課 工事検査課 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路被害の把握・集約 ➤ 通行不能区間の判断と通行禁止処置 ➤ 啓開優先路線の判断と管理者との調整 ➤ 協定事業者との連携による啓開・復旧 ➤ 緊急輸送道路を中心とした輸送力確保 ➤ 緊急通行車両の確保・運行の調整 |
| 応急危険度判定班 | 開発建築課 | — | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 応急危険度判定士の集結～派出調整 ➤ 応急危険度判定実施計画の策定 ➤ 応急危険度判定結果の集約と二次災害防止措置(避難勧告等) |
| 環境衛生班 | 環境リサイクル課 | — | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難所を中心とした感染症予防対策 ➤ ごみ・がれき・し尿処理に関する協定事業者との連携 ➤ 災害廃棄物の集積、リサイクル、廃棄 |

応急給水チーム

| 特命班 | 幹事課 | 副幹事課 | 主な機能・役割 |
|-------|--------|--------|--|
| 応急給水班 | 水道部経営課 | 水道部施設課 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 断水発生地域の把握・集約 ➤ 地域別の応急給水実施計画の策定 ➤ 協定事業者、他自治体当との連携による応急給水の実行調整 |